　第４６号議案

　　指定管理者の指定について

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　指定管理者の指定について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　管理を行わせる施設

　⑴　名　称　品川区立戸越台在宅サービスセンター

　　　所在地　東京都品川区戸越一丁目１５番２３号

　⑵　名　称　品川区立荏原在宅サービスセンター

　　　所在地　東京都品川区荏原二丁目９番６号

２　指定管理者

　　　名　称　社会福祉法人三徳会

　　　代表者　理事長　小濵　哲二

　　　所在地　東京都品川区中延一丁目８番７号

３　指定期間

　　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

　（説明）戸越台在宅サービスセンターおよび荏原在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要がある。